

変更内容

別紙

【変更】

・P18 ※令和7年5月19日から事業所移転

名称	所在地	電話	FAX
北部障がい者地域相談支援センター（かわうそ）	湘南台1-8 湘南台文化センター2階	54-9020	54-9020



名称	所在地	電話	FAX
北部障がい者地域相談支援センター（かわうそ）	円行2-3-17 藤沢市まちづくり協会ビル2階	54-9020	54-9021

・P19 ※令和7年5月19日から事業所移転

藤沢市高次脳機能障がい者相談支援事業所チャレンジII

【所在地】辻堂神台1-3-39 タカギビル3階



【所在地】**円行2-3-17 藤沢市まちづくり協会ビル2階**

・P50 ※令和7年8月1日から事業所移転

●地域活動支援センターIII型

施設名	所在地	電話	FAX
ジョブサポートひまわり	西俣野1925-3	82-4384	54-8879



施設名	所在地	電話	FAX
ジョブサポートひまわり	藤沢4-5-12 湘南センコービル1-2階	47-8844	52-6162

【追加】

・ P 1 6 ～ 2 1

日常生活用具一覧表における品目追加

給付品目 基準額	利用できる方	性能・その他
人工鼻 ¥25,000（月額）	埋込型人工咽頭を常時使用している方。	特定保険医療材料（人工鼻標準型・人工鼻特殊型・整形外科用テープ・再使用可能な気管切開チューブ・気管食道用スピーチバルブ）は、対象外。

＊ 特定保険医療材料は、支給対象外です。

・ P 1 9 ※令和7年5月1日から事業所開設

藤沢市発達相談支援センターにじのわ

【専門分野】 発達障がい（15歳以上）

【内 容】 ①日常生活の困りごと、障がい福祉サービスの利用をするための援助

②日中活動支援（ピアカウンセリング等）

③ネットワーク構築事業

④普及・啓発事業など

【所 在 地】 円行2-3-17 藤沢市まちづくり協会ビル2階

【電話】 90-4422 【FAX】 54-9021

・ P 4 1 ※令和7年10月1日から適用開始

●日中生活の場

介護給付	訓練等給付	障がい児通所給付
短期入所（ショートステイ） 生活介護	宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援



介護給付	訓練等給付	障がい児通所給付
短期入所（ショートステイ） 生活介護	宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援 就労選択支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援

・ P 6 1 （ 2 ） バス運賃の割引

【対象者】④精神障がい者保健福祉手帳を持っている方

※精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方にも割引を適用することを運賃規定に定めている会社があります。詳細は利用する会社にお問い合わせください。

【削除】

・ P32 （ 9 ） 高額療養費の支給

A 国民健康保険に加入している70歳未満の方

●自己負担限度額（月額）

<<令和7年7月までの自己負担限度額>>

所得区分		基準所得額※1	3 回目まで	4 回目以降※2	適用区分
市民 税 課 税 世 帯	上位 所得者	901 万円超	252,600 円＋ （医療費※3－842,000 円）×1%	140,100 円	ア※4
		600 万円超 901 万円以下	167,400 円＋ （医療費※3－558,000 円）×1%	93,000 円	イ
	一般	210 万円超 600 万円以下	80,100 円＋ （医療費※3－267,000 円）×1%	44,400 円	ウ
		210 万円以下	57,600 円		エ
	市民税非課税世帯			35,400 円	24,600 円

<<令和7年8月からの自己負担限度額>>

所得区分		基準所得額※1	3回目まで	4回目以降※2	適用区分
市民税課税世帯	士位 所得者	901万円超	290,400円＋ －(医療費※3－842,000円)×1%	161,100円	ア※4
		600万円超 901万円以下	188,400円＋ －(医療費※3－558,000円)×1%	104,700円	イ
	一般	210万円超 600万円以下	88,200円＋ －(医療費※3－267,000円)×1%	48,900円	ウ
		210万円以下	60,600円	46,500円	エ
市民税非課税世帯			36,300円	25,200円	オ

B 国民健康保険に加入している70歳以上の方、後期高齢者医療制度に加入している方

<国民健康保険（70歳以上 75歳未満）>

●自己負担限度額（月額）

＜＜令和7年7月までの自己負担限度額＞＞

所得区分		自己負担割合	自己負担限度額	
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者※ 1	Ⅲ※2	3割	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 〔140,100円〕※7	
	Ⅱ※3		167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 〔93,000円〕※7	
	Ⅰ		80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〔44,400円〕※7	
一 般※4		2割	18,000円 （年間144,000円）※8	57,600円 〔44,400円〕※7
低所得者 （市民税非課税）	Ⅱ※5		8,000円	24,600円
	Ⅰ※6			15,000円

＜＜令和7年8月からの自己負担限度額＞＞

所得区分		自己負担割合	自己負担限度額	
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者※ 1	Ⅲ※2	3割	290,400円＋（総医療費－842,000円）×1% 〔161,100円〕※7	57,600円〔44,400円〕※7
	Ⅱ※3		188,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 〔104,700円〕※7	24,600円
	Ⅰ		88,200円＋（総医療費－267,000円）×1% 〔48,900円〕※7	15,000円
一 般※4		2割	18,000円 （年間144,000円）※8	60,600円〔46,500円〕※7
低所得者 （市民税非課税）	Ⅱ※5		8,000円	25,300円
	Ⅰ※6			15,400円

以 上